

第3章 太平洋戦争の開始と公的職業訓練の変動

第1節 戦時体制と応急的職業訓練の整備

生産力拡充のための熟練工養成の施策は、1941（昭和16）年12月の太平洋戦争への突入により、大きく揺れ動いた。当初、日華事変以降強化されてきた熟練工養成策が、さらに強く求められた。が、現実には訓練期間を短縮したり、訓練する職種の幅を狭くして対応せざるを得なかった。ついで、1943（昭和18）年以降のいわゆる決戦体制下になると、女子や強制的徴用者などを対象にした訓練が出現し、内容・方法ともに形骸化していくことになった。

第2章で述べた「国家総動員法」制定以降の生産拡充策は、太平洋戦争に向かいさらに重要なものとなり、政府は熟練工養成の一層の拡大を図った。太平洋戦争が勃発すると、閣議は「戦時緊急対策ノ樹立実施ニ関スル件」を決定し⁽¹⁾、これを受けて厚生省は20日に「戦時緊急対策ニ関スル件」を決定した。厚生省はこの対策の中で、「此ノ際一層労務動員体制ノ強化徹底ヲ図ルタメ」、「特ニ産業ニ於ケル基幹技術員並ニ技能者ノ画期的養成ヲ行フコト、之ガタメ工場事業場等ニ於テハ全面的ニ技能者ノ養成ヲ行フコトヲ併セテ其ノ内容ヲ拡充強化スル」こと等を指示した⁽²⁾。この指示を具体化するため厚生省は、翌年8月の「戦時国民動員態勢ノ徹底」⁽³⁾において、「職業訓練及職業指導ノ強化徹底」（傍点引用者）などを決定し、熟練工の充足を図った。

しかし、戦線の拡大と激化により、その給源である青年男子が兵役に繰り入れられるに伴い困難となり、期間と時間をかけて優秀な中堅工を養成する余裕がなくなってきた。その代替用員として注目されたのが、中小工業の整理統合による強制的転業者であり、女子・婦人、あるいは学徒動員による「徴用工」であった。例えばトヨタ自工における1944（昭和19）年10月31日現在の従業員16,521人（内職員2,516人）の内、それらは、学徒動員2,516（16.0%）、女子挺身隊591人（3.6%）と、全体の約2割を占めていた⁽⁴⁾。これらの被動員者に対する、短期・速成の技能者養成を実施することになっていった。

閣議は、1943（昭和18）年1月に「生産増強勤労緊急対策要綱」を決定し、この中で「国民徴用の国家性明確化」を打ち出し⁽⁵⁾、この方針の下にその後の生産体制の維持を図った。具体的には、日華事変以降行われていた戦時経済の統制を、1942（昭和17）年3月の「中小商工業者ノ整理統合並ニ職業転換促進ニ関スル件」閣議決定⁽⁶⁾により一層強化し、「平和産業」からの強制的転業者の転業補導所あるいは「国民勤労訓練所」・「地方勤労訓練所」への入所を指導した。一方、女子に対する職業訓練は、1943（昭和18）年9月の「女子勤労働員ノ促進ニ関スル件」次官会議決定⁽⁷⁾以降、公共・企業内訓練の両者とも、強化・拡充されることになった。とくに企業内の「勤労挺身隊」⁽⁸⁾を対象とした訓練の内容・方法の開発・指導はについて、日本工業協会が改組した日本能率協会が重要な役割を演じた。

第3章

(注)

- (1) 労働省 『労働行政史第1巻』、昭和36年、労働法令協会、1011頁。
- (2) 同上書、1014～1016頁。
- (3) 同上書、1016～1018頁。
- (4) 『日本電装35年史』、昭和59年12月、日本電装、13頁。
- (5) 労働省、前掲書(1)、1020～1023頁。
- (6) 中央社会事業協会 『日本社会事業年鑑昭和18年版』、193頁。
- (7) 労働省、前掲書(1)、1124～1126頁。
- (8) 「勤労挺身隊」という正式名称は無かったようである。昭和19年3月の閣議は「女子挺身隊制度強化方策要綱」を決定しているが、この中に上記の言葉はない。労働省、前掲書(1) 1126～1128頁。

第2節 公共特殊補導の過密化・合理化のカリキュラム

職業訓練の崩壊期における公共訓練の各種施設の状況は、3-2-1表の通りである。表に見るように、崩壊期にはそれまでになかった新たな施設が設立されている。それは鋸打工補導所、木船工補導所、国民・地方勤労訓練所である。これらの公共訓練施設は、それぞれ独自の目的をもって設立されたが、補導定員を見ると、国民・地方の勤労訓練所が重要な役割を担っていたことが分かる。

1. 勤労訓練所のカリキュラム

前章第3節の最後に紹介した補導生の感想文に表れているように、小売業・一般事務従業者などの機械工補導所における転業補導には、困難が伴っていた。転業者に対

する訓練の問題に対処するために、政府は1940(昭和15)年10月22日に「転失業応急対策ニ関スル閣議決定『中小商工業ニ対スル対策』」⁽¹⁾を決定した。この閣議決定に基づき、厚生次官・商工次官は同年12月27日の通達⁽²⁾において、新たな転業補導として「国民勤労訓練所ノ設置」の方針などを明らかにした。「国民勤労訓練所」では「中小商工業者等ノ要転業者ニ対シ職業転換上必要ナル精神上並ニ肉体上ノ訓練ヲ行フ」とされた。そして1941年12月2日にその設置・運営の方針を

3-2-1表 公共職業訓練の実施状況(注1)

種 別		個所数	1ヶ年補導定員
職業補導 (昭和18年1月末現在)	機械工(昼間部)	63	12,228
	機械工(夜間部)	56	3,784
	製 図 工	33	1,092
	事 務 員	39	4,311
	鋸 打 工	6	1,200
	木 船 工	19	3,375
	其 の 他	8	1,012
	合 計	224	27,002
国民勤労訓練所 (昭和18年5月現在)		4	48,000
地方勤労訓練所 (昭和18年度)		51	(注2)

出典：労働省『労働行政史第1巻』(昭和36年)より
 (注1) この他、指導員養成施設、機械工養成所がある。
 (注2) 定員は本文参照、労働省職業安定局職業補導課『補導事務必携』(昭和24年)より

厚生省職業局長は通達⁽³⁾した。この時の通達、「国民勤勞訓練所入所者取扱ニ関スル件」は、崩壊期の公共職業訓練施設の運営の指針を示していた重要な文書である（資料21）。

上記通達の「国民勤勞訓練所入所者取扱要綱」にあるように、国民勤勞訓練所の目的は「要転業者」を工場労働者に転職させるために「精神上肉体上ノ訓練ヲ行フ」ことであった。訓練は1ヶ月であり、寮舎に宿泊させるという点では成立期に設立された失業者更生訓練施設と類似していた。この通達では訓練の内容までは明確でない。訓練の実態に関しては、次の新潟県の通達⁽⁴⁾がその輪郭を知らせてくれる。

（前略）

8、訓練要項

（1）訓練目標

- 1 本訓練所の綱領を体し国防国家に於ける皇国臣民としての勤勞精神を涵養する。
- 2 身体を鍛錬し困苦艱難に耐ふる不撓の意志と旺盛なる作業力を練成し新職場への基本的身構へを作らしめる。
- 3 団体訓練に依って規律、礼儀、勤勉、協同、感謝等の精神を昂揚せしめる。
- 4 科学的検査を基礎とし適正なる職業轉換目標を把握せしめる。

（2）訓練項目

1 寮生活

入所中全訓練生は全部寮生活をなし起居を共にして1班40名を単位とし5班200名を以て、1寮を形成する。

2 講義

日本精神、勤勞精神、戦時經濟等の講義を行ふ。

3 訓練

精神訓練の主体を襖祓に置き更に体操、教練、各種作業（タガネ打、農耕等）、勤勞報国作業等により身体的鍊成を為す。

3-2-2表 東部国民勤勞訓練所の

訓練課目と時数

4 職業指導

職業轉換を適正に行はしむる為医学的、心理学的検査、職業相談等を行ふ。

（以下略）

この新潟県の通達のように、国民勤勞訓練所の訓練は、第2章に述べた機械工補導所のそれとはまったく異質な内容であったことが分かる。訓練の詳細を、村上の著書⁽⁵⁾より整理すれば3-2-2表のようになる。3-2-2表に示されている各「課目」は、さらにいくつかの「訓練要目」に分れるが、「勤勞作業訓練」に「工場基本作業」が含まれている。この工場基

課目	日数	回数	時数
修養訓練	46	44	48
舎外訓練	115	31	95
勤勞作業訓練	32	35	3
所外勤勞訓練	3	3	15
勤勞勤務作業	—	一人10日	82
講義		33	60
検査其ノ他ノ行事	13	10	62
映画教養	3	3	6
訓練視閲	2	2	2
工場作業実習	1	1	7
内務及衛生訓練	3	4	12

（出典）村上禎威『国民勤勞訓練所』（昭和19年）より

第3章

本作業では「鑿打基本作業」および「鑄削基本作業」が、計20時間計画されている。これらの作業だけが機械工場に直接関係する訓練で、他はまさに勤労精神および肉体の錬成のための訓練であった。

太平洋戦争が一段と激化し決戦体制下に入ると、政府は国民徴用令の適用により、より多くの労務要員の確保に努めた。その結果、転業者は増大し、入職前訓練の体制は国民勤労訓練所のみでは不十分となってきた。そこで、「徴用工員」の訓練の担当のために、道府県営による「地方勤労訓練所」が設立された。地方勤労訓練所は、たとえば新潟県においては、定員200名で1943（昭和18）年6月5日⁽⁶⁾（資料22）、長野県では、定員150人で同月17日⁽⁷⁾、東京府では、定員毎月600名で7月1日⁽⁸⁾、大阪府では定員400人で同年9月17日⁽⁹⁾に、それぞれ設立された。

「新潟県勤労訓練所規程」に見るように地方勤労訓練所の訓練は、転業者の概念を拡大した被徴用者に対し、「建国ノ精神ヲ基調」に、「国民勤労ノ充実発揚並ニ勤労総力ノ最高度發揮」を目的としていた。訓練期間は国民勤労訓練所よりさらに短かく20日とし、訓練科目は、国民勤労訓練所のそれと同様なものであった。大阪府も新潟県とほぼ同様の規程を定めていた。このことから、各地の地方勤労訓練所の訓練は類似していたものと推測される。

2. 鋸打工補導所のカリキュラム

太平洋戦争では戦艦の役割が重視され、また海上輸送力の確保が必須条件であった。このため政府は、1942（昭和17）年6月に、いわゆる「計画造船実施方策」である、「産業設備営団法」、「船舶建造融資補給および損失補償法」を改正公布し、造船産業の強化に力を注いだ。この方策に関連して厚生省は、同年7月10日に「戦時造船関係労務対策要綱」を決定した⁽¹¹⁾。同要綱の中で、厚生省は「事業主ヲシテ従業者ガ工場ノ雰囲気ニ慣レ能率的活動ヲ為シ得ルヤウ其ノ保護指導ニ努メ特ニ家庭ト連絡シテ青少年従業者ノ補導ニカヲ致サシムルコト」と指示した。この「青少年従業者ノ補導」に関し、労働局長および職業局長は同月15日に通達し⁽¹²⁾、地方長官宛に「戦時造船関係労務対策要綱」の実施方策を例示した。これらの政府決定およびその具体策は、どちらかというところ、労務対策としての造船工場労働者の労務管理・精神教育に重点があり、造船工場に採用（徴用）された労働者に対する技術教育・職業訓練の実施の方策については明示していなかった。

このような状況の下で、この時期に造船工場における鋸打工が不足し、「計画造船実施の為欠くべからざる鋸打工員の短期補導」⁽¹³⁾が緊要な課題として浮上してきた。そのため、厚生省は海軍省と共同で、1942（昭和17）年11月16日に地方庁関係主務課長会議を召集し、鋸打工補導所の新設のための方針を打ち合わせた。その「事務打合会」では「鋸打工補導所実施要綱」（資料23）が示された⁽¹⁴⁾。同要綱に見るように、機械工補導所と異なる方針は、海軍省の強い指導の下に入ること、訓練期間が2ヶ月と短縮されること、補給金の支払につき特別の配慮をすることなどである。とくに補導生を宿舎に収容することは、「厳格なる規律の下に、専門家の個別指導に依り鋸打技術の補導を実施する」⁽¹⁵⁾ためであった。このような鋸打工補導所の方針について勤労局は翌12月7日通達⁽¹⁶⁾し、補導内容等について指示した。その「鋸打工補導所入所者取扱要綱」によれば、「給与及特典」に特別の配慮が払われ、「入所時ノ汽車賃及入所中ノ食事ヲ給スル外1日50銭乃至

2円程度ノ補導手当ヲ支給スル」と、補導生に対する手厚い保護が図られた。また、「修了者ノ就職斡旋ハ厚生省指示ノ下ニ補導修了ト同時ニ之ヲ為ス」として、訓練後の就職を保証していた。このような訓練をするために立案されたカリキュラムは次のようなものであった⁽¹⁷⁾。

補導期間	2ヶ月
補導日数	50日
補導時数	350時間
徳育	33時間
体育	75時間
工業常識	17時間
工業学科	23時間
鋸学科	37時間
実習	165時間

3-2-3表 鋸打工補導所一覧

名 称	所 在 地
東京鋸打工補導所	東京都深川区浜園町5
横浜鋸打工補導所	横浜市磯子区森町
大阪鋸打工補導所	大阪市住吉区柴谷町44
神戸鋸打工補導所	神戸市湊区東川崎2丁目 (川崎重工業株式会社艦船工場)
向島鋸打工補導所	広島県御調郡向島西村
長崎鋸打工補導所	長崎市幸町1ノ1

(注) 大阪府では鋸打ち員補導所として告示した。

上の補導要目に見るように、全体の訓練時間に占める徳育・体育の比率が高いことが注目される。同時にまた、全体の2割以上を学科に当てていることも、注目に値しよう。

鋸打工補導所は計画通り、翌年1月より開所されたが、職種の特特殊性から海軍省および造船所との連携が重視されたのはいうまでもない。そのため鋸打工補導所は原則として既存の建物を借り上げることとした。「成ルベク造船所内ニ設置スルヲ避ケラレタキモ止ムヲ得ズ造船所内ニ設置スル場合ハ其ノ造船所専属ノ施設ト誤解セラルル如キコト無キ様留意セラレタキコト」⁽¹⁸⁾と注意を喚起していたものの、このことが尊重されたか否かは明かでない。なお、鋸打工補導所の所在地は3-2-3表の通りであった。

鋸打工補導所における補導生の募集、修了後の就職斡旋、訓練の企業依存など、その訓練方法は、昭和の初期に大阪市職業紹介所が試みていた少年機械工養成の訓練方法に類似しており、公共訓練と企業内訓練の一体化が制度化されたシステムといえよう。今日的用語を用いれば、「雇用予約制」の完備した公共訓練、あるいは企業の「委託訓練」の一方法だった。

3. 木船工補導所のカリキュラム

1942(昭和17)年6月5日のミッドウェー海戦での四空母の損失は戦局の転機となり、国内における生産材料の確保も困難となった。制海権の喪失により、内地と侵略地間の海上輸送が制約され、石油をはじめ鉄鉱原料などの海外よりの輸入が途絶えることになった。これは、さきに決定していた計画造船が実質的に困難になったことを意味していた。そこで政府は、1943(昭和18)年1月に「木造船建造緊急方策」を閣議決定⁽¹⁹⁾し、鋼鉄船の代用として木造船の建造を計画した。木造船の材料である松の木は国内でまかなえるとの判断からであった。木造船建造のために必要とされる木船大工を訓練するため、木船工補導所の設立は崩壊期の後半の公共職業訓練における新たな方針となった。

木船工補導所は昭和17年度にすでに宮城、山形、秋田の3県において開設されていた⁽²⁰⁾が、そ

第3章

れが全国に拡大されることになったわけである。同年4月の木船工補導所設置に関する閣議決定において、第二予備金より80万円の予算を支出することなどが決定された⁽²¹⁾。厚生省は、5月12日に関係者を集め、「木船工補導所開設並木船労務充足に関する事務打合せ」を開催した。この会合では、「木船工補導所設置要綱」（資料24）および「木船工補導要目」を決定した⁽²²⁾。

鈴木によれば、木船工補導所の「入所資格は国民学校卒業程度以上の男子で、年金等に制限を附せないのであるが、一般青壮年者であれば誰でも入所出来る」こととなっていた。また、修了生も前述の鉾打工補導所同様、「当該補導所設置県当局指導の下に補導修了と同時に、各主要木船工場に就職せしむることとして居る」⁽²³⁾としていた。その他、補導手当の支給、食事の給与など補導生への手厚い援助が図られていたといえよう。しかし、補導要目に明らかなように、訓練期間は鉾打工補導所と同一であるが、時間数は増大し訓練がより過密化していた。過密化は、単に実習時間の増大によるだけでなく、学科時間の比率の増大によっても生じている。この点は、第2節で述べる企業内訓練の特徴とは異なっている。このことは、木船大工の養成という特殊性に基くものと考えられる。木船工の短期補導が可能になったのは、「戦時標準船型では船体構造を最大限に簡素化し、その建造もこれを機械化し、いわゆる大量生産方式を採用し、その大部分は直線材を使用する結果、叩き大工でも短期養成の速成工でも十分容易に建造が可能となった」⁽²⁴⁾からであった。

木船工補導所の補導生は「併せて造船戦士としての勤労精神の涵養、身体の錬成を」受け、とくに寄宿舎に収容することによって「補導と併せて身心訓練を施すこと」⁽²⁵⁾になっていた。補導生はまさに四六時中、造船と精神の訓練を受けなければならなかった。

以上のように、木船工補導のカリキュラムは短期化と過密化が進み、精神訓練が重視された。そして、この木船工補導所の施設は、敗戦直後の公共職業補導所に引き継がれた⁽²⁶⁾。

4. 女子補導所のカリキュラム

女子を対象とした職業補導所は、すでに1939（昭和14）年より東京において「女子機械工補導所」として設立されていた。この補導所は、第2章第3節で紹介したように、旋盤、検査、製図、仕上科の職種について、補導期間2ヶ月で実施されていたが、その内容は男子を対象とした機械工補導とほぼ類似していた。この種の施設は、その後名古屋、大阪にも設立された。ただし、大阪はやや遅れて、1943（昭和18）年6月14日に「大阪府立女子機械工補導所」⁽²⁷⁾として設置された。訓練期間は3ヶ月で、徳育、体育、工業常識、工業学科、機械工作法、実習を課すことになっていた⁽²⁸⁾が、職種、補導内容については不詳である。しかしその教科構造は、機械工補導所と同一であった。

決戦段階に入り、工場事業場では男子労働力の不足を補うため女子を採用して生産を維持していた。女子による勤労体制の整備のために、政府は様々な女子の勤労働員策を決定した。最初の女子勤労働員を決定したのは、1941（昭和16）年11月の「国民勤労報国協力令（勅第995号）」であった。この協力令では14～25歳の未婚の女子を1年間30日以内に限り国家総動員業務に協力させることとされた。このように女子を勤労働員しなければ決戦段階の労働力を補充できない状況になっていた。東京勤協重要事業場東京部会は、1943（昭和18）年7月「女子勤労管理要綱」を定め、女子の

職場配置のための注意事項をまとめた。そこでは、「適職を選び適当な指導訓練を行えば、女子と雖も、案外の成績を発揮することは確かである」、「従って現在男子によって行われつつある作業と雖も、適当なる作業分解、機械や工具治具を工夫改良すれば女子の適職となり得る」⁽²⁹⁾としていた。このように、科学的分析と合理的訓練を行い、新たな対象者（女子）に熟練工が作業していた業務を課すことによって、男子労働力不足の解消を図った。このような方針によって、女子の職場進出は機械工の分野においても著しいものがあった。

生産拡充のための労働力の補充を企業の自主的運営だけに任せているわけにいかず、政府は次官会議において1943（昭和18）年9月13日に「女子勤労働員ノ促進ニ関スル件」を決定した⁽³⁰⁾。この次官会議の決定は先の協力令の制限をさらに緩和し、25歳未満の女性を「勤勞挺身隊」として動員することとされた。この次官会議決定を強力に支援するため、その内容を踏襲して閣議は9月23日に同様の「国内必勝勤勞対策」を決定した。この閣議決定は、販売店員、出改札係、車掌、理髮師など17職種の男子就業禁止と同時に決定された⁽³¹⁾。

以上のような状況の下で、厚生省勤勞局長は1943（昭和18）年10月12日、「女子勤労働員ニ伴フ航空機関係職業補導施設拡充ニ関スル件」⁽³²⁾を通達し、航空機増産の主役である勤勞挺身隊のための職業補導所の増設の方針を打ち出した。勤労働員した女子を組織的に訓練するために、女子職業補導所の設立を立案したのである。女子職業補導所では、1～3ヶ月の速成で訓練しようとした。勤勞局長通達の方針により、事務員補導21ヶ所、機械工補導20ヶ所、製図工補導10ヶ所、板金工補導6ヶ所、化学分析工補導3ヶ所、合計60職種科が増設された⁽³³⁾。例えば新潟県では、「女子勤労働員ニ伴フ航空機関係職業補導所」として、昭和19年1月28日に三条板金工女子補導所を、2月1日に新潟事務員補導所を、3月10日に長岡機械工補導所を開設することを告示した⁽³⁵⁾。しかし、これらの女子補導所の実態は現在のところ明らかではないが、訓練期間が1～3ヶ月であったことから、第2章に紹介した女子機械工補導所などの成果を引き継ぐと同時に、訓練内容をさらに能率化した訓練であったことが推測される。

女子挺身隊の制度をさらに強化したのは、1944（昭和19）年3月の「女子挺身隊制度強化方策要綱」⁽³⁰⁾閣議決定であった。同要綱では「女子の勤労働員を強化する為女子挺身隊の制度を強化し其の勤勞能率の昂揚を図る」との下に、女子挺身隊の結成方法と運営方法を指示した。この方針を定めたのが同年8月の「女子挺身勤勞令（勅第519号）」であった。

それまでの家政的あるいは軽工業を中心に行われていた教育訓練に対し、このような女子に対する重工業分野の職業に関する教育訓練は、戦時下という状況の下ではあったが、学校教育を含めて初めて試みられたものであった。このことは、細谷の指摘するように⁽³⁶⁾女子教育としての特異な存在であるとともに、女子に対する教育訓練の可能性の一つを示唆したといえよう。

以上のような女子勤労働員に伴う女子補導所とは異なるが、女子を対象とした新たな補導所として「軍人遺族東京職業補導所」がある。この補導所は、昭和13年に設立されていた「軍事保護院職業補導所」を再編し、1943（昭和18）年1月18日に、傷痕軍人職業補導所から分離独立して東京市淀橋区に設立された（厚生省告示第24号）⁽³⁷⁾。訓練職種は、和裁科、洋裁科、産婆科、看護婦科、保健婦科および栄養士科の5科であった。これらの職種は既存の女子向き職種であり、遺族の生活

第3章

の安定を意図したことが予想される。この補導所は、女性の中でも時局下の特定の階層を訓練対象者と限定したことに特徴がある。そこでの訓練の実態は明らかではない。

(注)

- (1) 厚生省職業局『転廃業対策資料第2輯』、昭和17年3月、43～48頁。
- (2) 厚生次官・商工次官「中小商工業者転廃業対策ニ関スル件（発職第176号）」、同上書、41～43頁。
- (3) 厚生省職業局長「国民勤労訓練所入所者取扱ニ関スル件（職発第771号）」、同上書、101～107頁。
- (4) 新潟県学務部長・経済部長「国民勤労訓練所入所者取扱ニ関スル件（職第4,210号）」、昭和16年12月26日、『新潟県報第103号』。
- (5) 村上禎威『国民勤労訓練所』、昭和19年、日本産業文化協会、74～80頁。
- (6) 「新潟県勤労訓練所規程（新潟県告示第723号）」、『新潟県報号外』、昭和18年6月5日。
- (7) 「長野県勤労訓練所庶務規程（長野県訓令第21号）」、『長野県報』、昭和6月17日。
- (8) 「東京勤労訓練所設置規程（警視庁告示第104号）」、『警視庁東京府公報』、昭和18年6月30日号外。
- (9) 「大阪府勤労訓練所設置規程（大阪府告示第1,102号）」、『大阪府公報第2,301号』、昭和18年9月17日。
- (10) 岩波書店編集部『近代日本総合年表』1968年・1984年、岩波書店。
- (11) 厚生省労働局「戦時造船関係労務対策要綱」、『労働時報』昭和17年8月号、3～4頁。
- (12) 厚生省労働局長・職業局長「戦時造船関係労務対策等ニ関スル件依命通牒（発労第62号）」、同上書4～6頁。
- (13) 「鋸打工補導所開設に関する事務打合せ」、厚生省労働局『労働時報』昭和17年11月号、15頁。
- (14) 同上書、16頁。
- (15) 同上書。
- (16) 厚生省勤労局長「鋸打工補導所入所者募集ニ関スル件（勤発第288号）」、『職業時報第6巻第1号』、69～73頁。
- (17) 同上書、71頁。
- (18) 厚生省勤労局配置課長「鋸打工補導所設置計画ニ関スル件（勤発第163号）」、同上書、74頁。
- (19) 岩波書店編集部、前掲書（10）。
- (20) 鈴木清「木船工補導所の設置に就いて」、『職業時報第6巻第6号』、27頁。
- (21) 同上書。
- (22) 同上書、28～29頁。
- (23) 同上書、28頁。
- (24) 同上書、27頁。

- (25) 同上書、28頁。
- (26) 昭和24年時点では、千葉、富山、兵庫、広島、山口の5県に「木船」工科が開設されている。
労働省職業補導課『補導事務必携』、昭和24年10月、雇用問題研究会、249～272頁。
- (27) 「大阪府立女子機械工補導所設置規程（大阪府告示第743号）」、『大阪府公報第2,260号』。
- (28) 「大阪府立女子機械工補導所細則（大阪府告示第744号）」、同上書。
- (29) 大日本産業報国会関東地方勤労協議会『決戦勤労管理必携』、昭和19年10月、23頁。
- (30) 労働省『労働行政史第1巻』、昭和36年、労働法令協会、1,124～1,126頁。
- (31) 1943（昭和18）年9月23日閣議決定、岩波書店編集部、前掲書（10）。
- (32) 石原義治「本邦勤労行政年表」、『勤労政策の発展』、昭和19年、日本産業文化協会。
- (33) 細谷俊夫『技術教育』、昭和19年、育英出版、367頁。
- (34) 昭和19年3月3日、「女子勤労働員ニ伴フ航空機関係職業補導所ヲ左記ニ依リ開設ス」（新潟県告示第143号）、新潟県報第18号。
- (35) 労働省、前掲書（30）、1,126～1,128頁。
- (36) 細谷俊夫、前掲書（33）、360～378頁。
- (37) ただし、『社会事業年鑑昭和18年版』101頁では、「昭和17年4月より之を開所した」として
いた。

第3節 企業内訓練の速成化のカリキュラム

1. 技能者速成養成の背景

わが国が太平洋戦争に突入した後に、労働力不足解消対策として前節で見たようなさまざまな制度が実施されたが、企業内の技能者養成に関しても例外ではなかった。すなわち、技能者養成の量的拡大にせまられて「工場事業場技能者養成令」によって成立した3年制の企業内技能者養成を、時局に合わせて能率化することが緊要な課題となった。このため閣議は、1943（昭和18）年10月に「工場事業場技能者養成令」の戦時特例として「技能者養成戦時特例要綱」を決定⁽¹⁾し（資料25）、技能者の速成養成を指示した。

同要綱にみるように、養成期間を1年に短縮し、座学を廃して実習中心の訓練とし、「養成ノ方法ニ弾力性ヲ与ヘ」ることにより、技能者の大量・速成養成を図った。ここで「養成ノ方法」と言われていることは、指導方法のことではなく、訓練期間・カリキュラムなどの基準にあることは明らかであり、戦時特例は基準の弾力化による技能者の速成養成を意図したものであった。

一方企業の法でも、この頃になると自工場で必要とする技能者を確保するために、技能者の速成養成を痛感し、その準備をすでに始めていた。例えば1943（昭和18）年5月には小熊・八槻は、「旋盤工早期養成方法に就て」という論文を発表していた⁽²⁾。このような技能者の速成養成方法に関して組織的に検討を始めたのが、日本工業協会改組後の日本能率協会であった。

日本能率協会は、従来の職工養成委員会を改組して「工場教育委員会」を設けて研究を開始した

第3章

が、その経過は次の通りである。「即ち、旧来の職工養成委員会が専ら技術者養成を中心課題に、関係者の相互啓発に終始し、云はば養成当事者の協議機関たるに止まっていた」のに対し、「積極的に産業界の指導に邁進することとしたのであ」った。とくに「速成養成に主眼を置き、短期間に於て所期の目的を達成し得べき教育基準案を具体的に提供すること」とした。そして「第一着手として最近頃に重要性を昂め来った航空工業を対象を選び、」活動を開始した⁽³⁾。次に紹介する日本能率協会工場教育委員会による新教育基準案は厚生省、商工省、陸・海軍省あるいは軍需省の支援を得て作成され、傘下企業への普及・指導が計られた。

2. 航空機工業のカリキュラム基準

日本能率協会工場教育委員会は航空機工業における緊要課題を検討するために、次のように5小委員会を組織した(氏名は主査)⁽⁴⁾。

委員長	大内愛七(新潟鉄工所社長)
1 徴用工教育の改善	中川直亮(日本飛行機)
2 女子工員の養成	児玉寛一(日立製作所)
3 現場に於ける指導	李家 孝(三菱重工業)
4 技術者の自家養成	清家 正(商工省東京機械技術員養成所長)
5 半島人及び俘虜の使用	沢田義一(汽車製造会社)

これらの小委員会による成案は、第5小委員会のものを除いて昭和18年3月の「第1回能率大会」において一般の意見を求め、さらに8月の航空工業教育研究会において協議し、一部は委員の自工場での試行を経て10月に『日本能率』誌上に公表された⁽⁵⁾。ここで注目すべきは、短期速成訓練のみではなく、「技術者」養成の小委員会をも設置していることであり、その成果は「技術員養成方法」として発表された。その内容は、従来の「工場事業場技能者養成令」による中堅工養成に相当する「初級技術員養成」と、その修了生を対象にした従来の幹部機械工養成所⁽⁶⁾を1年間に延長した「中級技術者養成」であった⁽⁷⁾。

次に第1委員会の「徴用工員教育」、第2委員会の「女子工員養成」及び第3委員会の「現場に於ける指導」の3委員会の成案の概要を一覧にすれば3-3-1表の通りである。3-3-1表に見るように、徴用工員教育、女子工員教育とも2ヶ月以内の訓練期間になっていることが分かる。この両者の基準には大きな差異はないといえるが、この時点では男女別の基準を定めていたことが分かる。

また、現場指導訓練は「工員養成……の仕上げは実習工場より出て組に配属されたる後の指導訓練に在」という立場から、「基本訓練の課程を終了せる工員を組内にて一人前の工員に迄仕上げの訓練の方策」であり、「古参工員の再教育」にもなる方策であった⁽⁸⁾。「基本訓練の課程」とは明確ではないが、実習場での訓練を中心としている徴用工員教育訓練基準と女子工員教育訓練基準のことと思われる。この現場指導訓練は、単なるOJTのみではなく、その中で「基礎教育期間」を定め生産現場における基本的訓練を位置づけていたことが分かる。ただし、徴用工員教育訓練基準や女子工員教育訓練基準に比較すると、訓練の具体的な体系が理解しにくい。ともあれ、日本工

3-3-1表 日本能率協会工場教育委員会の「航空工業に於ける教育基準」(昭和18年10月発表)

種別	対象者	目標	訓練期間	内容及び時間	一日当時間
徴用工員教育訓練基準	徴用工員	最小日数を以て単能工に錬成	旋盤工 二ヶ月 仕上工 二ヶ月 板金工 一、五ヶ月 入職訓練(五日)、基本訓練(十日)、職種別訓練(三六日又は三三日)の三期に分ける。	入職訓練 徴用の趣旨を徹底せしめ、工業戦士としての規律生活及勤労精神を涵養 精神講話 六 教練体育 一〇 工業講話 六 計算 六 図面の見方(一)六 航空機常識(一)二 基本実習 三 現場見学 九	九時間 (技能訓練は規定なし)、 ※は実習時間中に説明
女子工員教育訓練基準	国民学校高等科卒業女子	できるだけ短期に単能工を養成する	板金・仕上・旋盤 写 図 検査 事務 入職基本訓練(八日)、職種別技能訓練(三五・三〇・二二・一七日)	入職基本訓練 職種の決定を行い、勤労の真義を自覚せしめ、工場作業の重要性を認識せしむ 普通学科及び教練(適宜) 航空機常識、工場幹部の講話、 体操教練、遊戯	八時間 (例)旋盤工の「作業科目」 旋盤各部名称取扱 五 中ぐり作業 一八 手送り操作 二 雄ネジ切り 一八 切り込み操作 八 雌ネジ切り 一六 応用操作 一〇 テーパー仕上 一六 ベルト掛操作 五 曲面仕上 二六 チャック取付 六 精密仕上 一六 外径切削(荒削) 一二 検査法 一六 丸棒仕上 二〇 応用作業 二六
現場指導訓練方策	基本課程(実習工場の)修了者	組内にて一人前の工員に迄仕上げる	(一)技能指導 (甲)基礎教育期間 ◎技能工養成：一年生の期間は、所定の 実習時数、将来中堅工たるの資格を具備 するよう、講義と実習とを実習工場で ◎速成見習工：少くとも三ヶ月、最初一 ヶ月は実習工場で五〇時間以上の学科と 二〇〇時間以上の基本実習 (乙)現場指導期間 ◎技工養成工：二年生は組を経験転進、 三年生は組に配属 ◎速成工：機械工・四一六、仕上工・ 六一九、板金工・四一六ヶ月	(例)旋盤科現場配属後応用実習計画④ 一ヶ月目 長軸切削、胎による作業法 二六 二 " 滲炭部品の作業法 二六 三 " 治具工具による作業法 二六 四 " 直角ネジ、限界ゲージ 二六 五 " 精密仕上作業(エゲタロイ) 二六 六 " 嵌号部品の作業 二六 七 " 考 査 二六 (二)精神指導(略)	④ 時間は「他の修得事項」を含む時間

第3章

業協会が解決するに到っていなかった現場応用実習に対する解決策が明らかにされた。とくに例示の「旋盤科現場配属後応用実習計画」が、現場応用実習の一つの解答であった点は注目されてよい。

3. 造船・機械工業のカリキュラム基準

航空機工業における短期速成訓練に続いて研究されたのは、造船工業および工作機械工業の短期養成であった。造船部門においては、「基本的実習指導は所謂実習の為に実習に陥る如きなきを期し」⁽⁹⁾、工作機械部門では女子・学生などの素人工の短期養成を確実にするために、「各訓練指導票をして工員操典若くは作業教範たらしめんことを期した」。造船・機械工業の短期工員養成のための基準の概要を示すと、3-3-2表の通りである。表の注記にあるように、造船部門の旋盤工・仕上工については航空機工業の基準が準用されている。これらの工業に共通な工作機械については差異がなかったのは当然であろう。しかし、素人工員短期養成では、訓練期間はさらに短縮化された。また、この素人工員養成では、対象者の欄に見るように、男女間の差異もなくなり、この

3-3-2表 日本能率協会工場教育委員会の短期養成基準

訓練内容と期間	目標	対象者	発表	種別
<p>○印は大工経験者対象</p> <p>イ、木工 二二日</p> <p>ロ、現場中心 三日以内</p> <p>ハ、業務教育 二、内務教育</p> <p>ニ、取付工 一六日</p> <p>ホ、鋸打工 五日</p> <p>ヘ、鍛工 二〇日</p> <p>ト、鋳物工 一三日</p> <p>チ、検査工</p> <p>④、船台大工(御台) 二〇日</p> <p>⑤、木型工 一三日</p> <p>⑥、船台大工(鉄木) 二〇日</p> <p>⑦、熔接工 二〇日</p> <p>⑧、起重機運転工 二〇日</p> <p>⑨、旋盤工仕上工 三六日</p> <p>(航空機工業を準用)</p>	<p>成する</p> <p>(一) 総合基本的なもの</p> <p>イ、労務課中心 三〜五日</p> <p>ロ、現場中心 三日以内</p> <p>(二) 工場配置後基本的なもの</p>	<p>徴用労働者</p>	<p>昭和一九年三月</p>	<p>造船部門</p> <p>応徴士短期養成方策</p>
<p>注意事項</p> <p>一、訓練課程は多きを望まず、職場の実情に即し、短期養成訓練基準中適切なる課程若干を選定の上、反復徹底を</p> <p>二、知識の教授には座学方式を避け、なるべく実習訓練中に於て実物教授と質問方式とを利用すること</p> <p>イ、旋盤工 二〇日以内</p> <p>ロ、フライス盤</p> <p>ハ、ボール盤 二、研磨盤工</p> <p>ホ、形削盤工 一、仕上工</p> <p>ト、鋳物工</p>	<p>短期養成、単能工教育、現場訓練の三方針で</p> <p>(一) 入職訓練七日：全員に</p> <p>イ、精神錬成</p> <p>ロ、体力錬成</p> <p>ハ、業務教育</p> <p>ニ、内務教育</p> <p>(二) 職種別現場訓練基準</p>	<p>女子挺身隊、勤労報国隊、学徒勤労隊</p>	<p>昭和一九年七月</p>	<p>工作機械工業における</p> <p>素人工員短期養成教育基準</p>

ことは職業訓練の崩壊期の一つの特徴といえる。

この素人工員短期養成の教育基準の他の大きな特徴は、基準と同時に「訓練指導票」を合せて発表したことである⁽¹⁰⁾。この指導票は、養成工の到達すべき技能水準を標準化し、かつ確実にするために不可欠であった。とくに短い訓練期間において多様な素人工に技能を容易に習得させる上でそれは必要であったといえる。これはカリキュラム基準と訓練教材をセットにした訓練体系であり、この点では近年のモジュール訓練（第6章第2節参照）に類似しているといえる。

工場・事業場内の短期速成訓練における指導票の重要性について、すでに日本能率協会はそれを認識しており、1943（昭和18）年7月に「作業指導票研究会」を発足させ、研究を重ねていた。研究会は、「未熟練工即ち少年工、女工乃至は転業者を早急に実地の作業につかしめるための指導票を作成する事」を目的としていた⁽¹¹⁾。公表された指導票を見ると、従来の東京府機械工養成所あるいはダッチ実習教程に比べると、その特徴は、作業課題の図面を概略的に示すものの、寸法などの数値、あるいは作業時間などを記入していなかった点にある⁽¹²⁾。これは、工場における生産作業をそのまま教材の課題として応用することを可能にするために採られた方針だったと考えられる。

以上のように、崩壊期における企業内の訓練は、訓練期間を短縮化することで技能者の大量速成養成を図ったが、その訓練の方法としては、展開期に開発されたカリキュラム、指導方法、教材を、さらに合理化してその質的低下の防止に努めていたといえる。

（注）

- （1）昭和18年10月20日閣議決定、労働省『労働行政史 第1巻』、昭和36年、労働法令協会、1,106～1,107頁。
- （2）小熊容徳・八槻勝造「旋盤工早期養成方法に就て」、日本能率協会『日本能率第2巻第5号』、7～11頁。
- （3）日本能率協会工場教育委員会「航空工業に於ける教育基準」、『日本能率第2巻第10号』、6頁。
- （4）同上書、6～7頁。
- （5）同上書、7～40頁。
- （6）幹部機械工養成所は、5ケ年以上の経験工に、6ケ月のパートタイムで技能者養成の指導員を養成する施設であった。詳しくは、田中萬年「戦前における職業訓練指導員の養成について」、『職業訓練大学校紀要第10号B』、1981年3月参照。
- （7）「技術員養成方法」、『日本能率第2巻第10号』、37～40頁。
- （8）前掲書（3）、31頁。
- （9）工場教育委員会「応徴士短期養成方法＝造船部門＝」、『日本能率第3巻第3号』、9頁。
- （10）工場教育委員会「工作機械工業に於ける素人工員短期養成方法」、『日本能率第3巻第7号』、3頁。
- （11）作業指導票研究会委員「基本作業指導票に就て」、『日本能率第3巻第2号』、8頁。

第 3 章

(12) 同上書 9 頁～10頁、及び『日本能率第 3 卷第 6 号』、16～21頁。